

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 再婚禁止期間（第七百三十三条関係）

- 一 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。
- 二 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、一を適用しないものとする。

第二 再婚禁止期間内の婚姻の取消権の消滅（第七百四十六条関係）

第一に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができないものとする。

第三 施行期日等（附則関係）

- 一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。
- 二 改正後の民法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用するものとする。ただし、改正前の民法の規定により生じた効力を妨げないものとする。